

川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域や社会の課題解決に向けた市民の主体的な生涯学習の支援に資するため、教育文化会館、市民館及び分館（以下「実施館」という。）が、市民との協働で実施する市民自主学級（以下「市民学級」という。）及び市民自主企画事業（以下「市民事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 この要綱において、市民学級及び市民事業とは、一定の要件を満たす団体又は個人から事業提案を受け、選定された事業を提案した団体、選定された事業を提案した個人及び公募によるそれに賛同した者とで構成される企画運営委員会、実行委員会又はこれに準ずる組織（以下「企画運営委員会等」という。）に委託して実施する事業をいう。

(提案団体又は個人の要件)

第3条 事業提案をできる団体又は個人は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 個人は、当該行政区（分館は設置地区）に在住・在勤・在学している者であること。
- (3) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (4) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (8) 公序良俗に反しない団体又は個人であること。

(事業の対象)

第4条 事業は、次の条件のいずれかを満たすものとする。ただし、趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するものは原則として対象としない。

- (1) 市民学級は、地域や社会の課題解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習するものとする。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進すること

を目的とした継続的な学習も対象とする。

(2) 市民事業は、地域の特性に応じた生涯学習、文化・芸術に関するイベントや様々な世代・立場の市民の交流の機会提供、市民活動のネットワーク化の働きかけ等、多様な形態での学習事業を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 提案した団体又は個人が現に実施しているもの。ただし、次項の事業の継続を希望する場合は、この限りでない。

(2) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

(3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの

(4) 施設等の建設や整備を目的としたもの

(5) 国、地方公共団体又は外郭団体等から当該事業の委託・補助助成等を受けているもの

(6) 公序良俗に反するもの

3 事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、継続する事業内容に発展性が見られる場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができる。

4 前項の規定にかかわらず、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができる。ただし、通算6年度を超えて提案することはできない。

(1) これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれるもの

(2) これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれるもの

(3) これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれるもの

(4) 災害等により、市民学級を開設できなかった及び市民事業を実施できなかったと認められるもの

（提案方法）

第5条 市民学級を提案する場合は、市民自主学級企画提案書（第1号様式）を、市民事業を提案する場合は、市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を、別に指定された期日までに実施館の館長に提出するものとする。また、それぞれの事業が、団体による提案の場合は、次に掲げる第1号から第5号までに規定する書類を、個人による提案の場合は、第6号に規定する書類を併せて提出するものとする。

(1) 団体の規約（様式自由）

(2) 会員名簿（様式自由）

(3) 前年度の活動報告書・決算書（様式自由）

(4) 今年度の活動計画書・予算書（様式自由）

(5) 団体に関する申出書（第3号様式）

(6) 個人に関する申出書（第4号様式）

2 実施館の館長は、提出された書類を確認し、要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことができる。

(経費)

第6条 委託の対象となる経費は、事業実施に直接要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 賃借料
- (6) その他実施館の館長が必要と認める経費

2 市民学級委託料は、別表に掲げる金額の範囲内とする。

3 市民事業委託料は、予算の範囲内とする。

(事業の決定)

第7条 実施館の館長は、第5条第1項に規定する企画提案書を受理した場合は、専門部会で選考し、川崎市社会教育委員会議の承認を得て、提案事業の実施を決定するものとし、必要に応じて条件を附することができる。事業の選考及び評価の方法は、別に定めるものとする。

2 実施館の館長は、企画提案書を受理した団体又は個人にその結果を結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(再募集)

第8条 実施館の館長は、前条第2項に規定する通知の後、予算に残額がある場合は、再募集を行うことができる。

(事業実施に向けた調整)

第9条 第7条第1項の規定により実施を決定した事業について、団体と実施館の館長は、実施館との協働により事業を実施するため、事業の内容、方法、運営、役割分担等について意見交換、確認等の調整を行うものとする。

2 個人については、5人以上の企画運営委員会等を設立した上で、当該企画運営委員会等と実施館の館長は、実施館との協働により事業を実施するため、事業の内容、方法、運営、役割分担等について意見交換、確認等の調整を行うものとする。

(委託契約)

第10条 前条による調整を終えた団体又は企画運営委員会等は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により、川崎市と委託契約を締結する。

2 実施館の館長は、前条による調整がまとまる見込みがないと認める場合は、事業実施の決定を取り消し、その理由を提案団体又は企画運営委員会等に通知するものとする。

(事業の実施期間)

第11条 事業は、委託契約締結後から同一会計年度の3月31日までに実施するものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 事業を実施する団体又は企画運営委員会等（以下「事業実施団体」という。）は、当該事業の内容を変更しようとする場合又は当該事業を中止しようとする場合は、速やかに、実施館の館長に市民自主学級・市民自主企画事業計画（変更・中止）承認申

請書（第6号様式）により申請し、承認を受けなければならない。

- 2 実施館の館長は、前項の規定により申請を受けたときは、市民自主学級・市民自主企画事業計画（変更・中止）承認申請結果通知書（第7号様式）により、当該申請を行った事業の諾否の決定について通知するものとする。

（調査の実施及び指導、助言）

第13条 事業実施団体は、実施館の館長から当該事業の実施状況の調査の求めがあった場合には、要求に応じ調査への協力、報告を行わなければならない。

- 2 実施館の館長は、前項の調査又は報告の結果、必要に応じて指導又は助言を行うことができる。

（実施報告）

第14条 事業実施団体は、事業が完了したときは、速やかに、市民自主学級・市民自主企画事業実施報告書（第8号様式）及びその他必要な書類を実施館の館長に提出しなければならない。

- 2 事業実施団体は、実施館の館長の求めに応じ、生涯学習交流集会等で実施報告を行わなければならない。

（書類の整備等）

第15条 事業実施団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにするため、会計処理に係る帳簿等を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類を整備保管して置かなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿等及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（情報公開等）

第16条 実施館の館長は、第5条の規定により提出された市民自主学級企画提案書又は市民自主企画事業企画提案書について、当該事業の名称、概要及び当該事業を提案したものの名称等について、公表することができるものとする。

- 2 第7条第1項の規定により採用した事業については、前項の規定に加え、市民自主学級・市民自主企画事業実施報告書等について、公表することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）で定める不開示情報は、公表しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第17条 事業実施団体は、事業の運営に当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を目的以外に利用しないこと。
- (2) 個人情報を主催者以外の者に提供しないこと。
- (3) 個人情報の複製をしないこと。
- (4) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等が発生した場合は、速やかに、実施館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うこと。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施館の館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設要綱（平成16年4月1日施行）及び川崎市教育文化会館・市民館市民自主企画事業実施要綱（平成16年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱実施前、旧要綱により実施した市民学級及び市民事業については、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、令和5年4月1日前に契約を締結したものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表（第6条関係）

	回数（1回2時間換算）	委託料
短期学級	5回～9回	75,000円
長期学級	10回～15回	150,000円
短期学級保育謝礼		20,000円

長期学級保育謝礼		40,000円
----------	--	---------

(第1号様式)

市民自主学級企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館名		提出日	年 月 日
学級名 仮称で結構です。			
企画意図 なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

<p>主な学習内容</p> <p>①学習内容の大まかな流れ ②学習の進め方、学習方法など ③参加対象、会場 ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。 ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>⑤希望に○をつけてください。 1 おおよその時期（春・夏・秋・冬） 2 曜日（月・火・水・木・金・土・日） 3 時間帯（午前・午後・夜間） 4 特に希望なし</p>																
<p>希望学級</p> <p>短期・長期のどちらを希望していますか。</p> <p>保育の併設</p>	<p><input type="checkbox"/>短期学級(5～9回)</p> <p><input type="checkbox"/>長期学級(10～15回)</p> <p><input type="checkbox"/>併設を考えている <input type="checkbox"/>併設はしない</p>																
<p>経費</p> <p>おおよその内訳をご記入ください。</p>	<table border="1"> <tr><td>謝礼(講師等・保育謝礼)</td><td>円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>円</td></tr> <tr><td>印刷費</td><td>円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>円</td></tr> <tr><td>会場使用料</td><td>円</td></tr> <tr><td>物品借上料</td><td>円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>円</td></tr> </table>	謝礼(講師等・保育謝礼)	円	消耗品費	円	印刷費	円	通信費	円	会場使用料	円	物品借上料	円	その他	円	合計	円
謝礼(講師等・保育謝礼)	円																
消耗品費	円																
印刷費	円																
通信費	円																
会場使用料	円																
物品借上料	円																
その他	円																
合計	円																

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

提案する方・団体についてご記入ください。

<p>提案者・団体代表者</p>	<p>団体名</p> <p>個人で企画提案する場合は不要です。</p>	
	<p>ふりがな</p>	
	<p>氏名</p>	
	<p>住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>	<p>住所：〒 -</p> <p>TEL： FAX：</p> <p>e-mail：</p>

(第2号様式)

市民自主企画事業企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館名		提出日	年 月 日
事業名 仮称で結構です。			
企画意図 なぜこの事業を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 事業が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

電 話

団体に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (3) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (7) 公序良俗に反しない団体であること。

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

住 所

氏 名

電 話

個人に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 当該行政区（分館は設置地区）に在住・在勤・在学している者であること。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

(第5号様式)

川 第 号
年 月 日

様

館長

結果通知書

この度、提出された（ 市民自主学級 ・ 市民自主企画事業 ）について、
提案事業を（ 実施する・実施しない ）ことに決定しましたので、通知します。

附すべき条件

(〇〇館社会教育振興担当 □□)

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇〇

(第6号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

電 話

市民自主学級・市民自主企画事業計画（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で結果の通知がありました（市民自主学級・市民自主企画事業）について、事業の変更・中止をしたいので、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更後の委託料申請額 円

5 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(第7号様式)

年 月 日

団体名
住 所
氏 名 様

館長

市民自主学級・市民自主企画事業計画（変更・中止）承認申請結果通知書

年 月 日付けで申請のありました市民自主学級・市民自主企画事業計画（変更・中止）承認申請について、次のとおり（承認しました ・ 承認しません）ので、通知します。

1 事業の名称

2 承認された内容

3 承認後の委託金額 円

4 その他

不承認の理由

(〇〇館社会教育振興担当 □□)

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇〇

(第8号様式)

市民自主学級・市民自主企画事業実施報告書

団体名

住所

氏名

○事業名

○期間及び時間

年 月 日 ~ 年 月 日 曜日

: ~ : 全 回

○場 所

○参加者数

人 (男 人、女 人) 延べ 人

○学習の目的、ねらい

学習プログラム

回	月・日(曜)	学習課題	学習内容	講師等	場 所 参加者数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【地域や社会の課題について取り組まれた成果】